

『大阪フットサルリーグ・ユニフォーム要項』

(財)日本サッカー協会が定める「ユニフォーム規程」に準ずる。但し、以下のことを別に定める。

- 1) チームは、フィールドプレーヤー2色、ゴールキーパー2色の合計4色の異なる色彩のユニフォームを登録しなければならない。なお、FPおよびGKのパンツ、ストッキングについて1箇所のみ黒、紺の使用を認める。
- 2) ゴールキーパーが穿くことの出来るトラウザーズ(長ズボン)は、登録されたショーツと同色でなければならない。
- 3) 登録されたユニフォームを変更する場合は、本連盟が指定する「ユニフォーム変更届け」を本連盟に提出し申請を行う。
- 4) 選手の番号は、整数の1から99までとし、0及び00あるいは、3桁の数字を使用することは認めない。背番号の他に胸番号も必ず表記すること。
- 5) ショーツに番号を表記する場合は、背番号と同じ番号で、統一されていなければならない。但し、ゴールキーパーとフィールドプレーヤーとの間では、統一されている必要はない。
- 6) ユニフォームには、ポケットがあってはならない。ボタンやファスナーなどが付いてあるものも認められない。
- 7) チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用することができる。
- 8) 貼番号を認める。但し、番号の付いた布は適当な大きさとユニフォームと同色であることが望ましく、四辺をしっかりと固定し、剥がれる恐れのあるものであってはならない。
- 9) ユニフォームに広告の表示をする場合には、事前に本協会へ申請し、認められたものしか表示出来ない。ユニフォーム広告掲示申請書および回答書を試合のときに携帯し、本委員会が求めたときに提示しなければならない。
- 10) 認められていないものを覆う目的で、布などを使用する場合は、第8項の条件をそのまま準用する。
- 11) 本要項は、2007年3月31日から施行する。
本要項は、2008年3月29日から施行する。
本要項は、2010年4月1日から施行する。
本要項は、2011年4月1日から施行する。